

「国内外における土木・建設工事を含む事業実施の適正評価手法の調査業務」の公募要領

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 7 月 31 日(金)～2026 年 8 月 14 日(金) 正午まで

【提出先及び提出方法】

以下フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

[https://www.jgrants-](https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDdRhMAL?wfid=a0XJ2000007eZvxMAE)

[portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDdRhMAL?wfid=a0XJ2000007eZvxMAE](https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDdRhMAL?wfid=a0XJ2000007eZvxMAE)

【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※応募者の責に依らないやむを得ない理由等（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、G ビズ ID や J グランツ等の外部システムのメンテナンスや障害発生等のシステム運営側の事情により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

2026 年 7 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

1. 調査の目的・内容.....	3
2. 応募要件・実施要件.....	3
3. 応募方法.....	4
(1) 提出期限及び提出方法.....	4
(2) 提出書類.....	5
4. 採択先の選定.....	6
(1) 審査の方法.....	6
(2) 審査基準.....	6
(3) 採択先の公表及び通知.....	6
(4) 選定スケジュール.....	6
5. その他重要事項・留意事項.....	7
6. 問い合わせ先.....	7
7. その他.....	7
8. 掲載資料.....	7
【別紙】その他重要事項・留意事項.....	8
◆応募にあたっての留意事項.....	8
(1) 契約等に係る情報の公表・開示.....	8
(2) 提出書類の情報の取り扱い.....	8
◆事業運営及び実施に係る各種手続き.....	8
(1) 事業運営.....	8
(2) 採択後の各種事務手続き.....	8
(3) RA（リサーチアシスタント）等の雇用.....	9
◆法令遵守、研究不正への対応.....	10
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）.....	10
(2) 研究不正への対応.....	11

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2026年度「国内外における土木・建設工事を含む事業実施の適正評価手法の調査業務」を実施する予定です。本調査への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

本調査は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、事業や公募の内容等が変更されることがあります。

1. 調査の目的・内容

NEDOは、経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に基づきグリーンイノベーション基金事業を実施しています。

本調査では、国内外で実施される土木・建設工事を含む事業について、事業実施に係る各種資料及び実績情報を基に分析を行い、第三者の専門的知見を活用した事業進捗、工期及び費用等の適正な評価手法について調査・検討することを目的とします。

【実施期間】2026年度

【予算規模】2,000万円以内

その他詳細は「仕様書」を参照してください。

2. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある法人は、次の（1）～（3）までの全ての条件を満たすことのできる、単独又は複数で受託を希望する企業・大学等とします。なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- （1）当該技術又は関連技術の調査実績を有し、かつ、調査目標達成及び調査計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- （2）委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- （3）NEDOが事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。

【実施要件】

本調査は、採択後、調査委託契約を締結します。調査委託契約の締結にあたっては、最新の「調査委託契約約款」、「グリーンイノベーション基金調査事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する特別約款」及び「秘密情報等の管理に係る特別約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

グリーンイノベーション基金事業 委託・補助事業の手続

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/ZZRM_100001_00029.html

3. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 8 月 14 日（金）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】 J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDdRhMAL?wfid=a0XJ2000007eZvxMAE>

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】 NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていた

だきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

- ・ J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・ 応募者の責に依らないやむを得ない理由等（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、G ビズ ID や J グランツ等の外部システムのシステムメンテナンスや障害発生等のシステム運営側の事情により申請ができない 等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・ J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類ごとに作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・ アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ J グランツ上で入力項目として提案概要等の記入も求めていますので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。

提出書類
提出書類のチェックリスト
別添 1：提案書
別添 2：提案者情報
別添 3：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票及び対応エビデンス
別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
直近の事業報告書
直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書） ^(※)

【留意事項】

- (※) 直近の事業報告書や財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添 2：提案者情報」中に明記する形で可とします。
- (※) 提案者が学術機関等（国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関）の場合は、財務諸表の提出は不要とし、直近の事業報告書のみ提出ください。ただし、適切な管理の体制や能力等に疑義が生じた場合や、円滑な事業実施に当たり確認が必要であると判断した場合には、財務諸表その他必要な資料の提出を求める場合があります。
- (※) 再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- (※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社等の関係

会社や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
(※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

4. 採択先の選定

(1) 審査の方法

以下の審査基準に基づき審査します。なお、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

- i. 提案の適合性
(NEDO の意図に合致しているか 等)
- ii. 提案の具体性・優位性
(提案に具体性があるか、スケジュールが効率的か、提案に優位性があるか 等)
- iii. 実施体制・能力
(役割分担が明確で適切な遂行体制か、必要な実績や人員を有するか 等)
- iv. 提案の経済性
(予算の範囲内で適切に計上し、妥当な予算規模か 等)
- v. 経営基盤
(経営状況は良好か 等)
- vi. 総合評価

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

・女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名(再委託先・共同実施先含む)、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 附帯条件

採択に当たって条件(予算や体制の変更、経費の支払方法 等)を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2026 年 8 月 14 日：公募締切

2026 年 8 月中旬（予定）：採択先決定
2026 年 8 月下旬（予定）：ウェブサイト公表
2026 年 9 月中旬（予定）：契約締結

5. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

6. 問い合わせ先

お問い合わせは、2026 年 7 月 31 日（金）から 8 月 14 日（金）正午の間に限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 バイオ・材料部

E-mail : gi-bio*nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

7. その他

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

8. 掲載資料

- ・仕様書
- ・公募要領
- ・提出書類チェックリスト
- ・別添 1：提案書
- ・別添 2：提案者情報
- ・別添 3：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票
- ・別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- ・別添 5：グリーンイノベーション基金事業の基本方針（本文）
- ・別添 6：グリーンイノベーション基金事業の基本方針（概要）
- ・別添 7：秘密情報等の管理に係る特別約款
- ・別添 8：グリーンイノベーション基金調査事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する特別約款

【別紙】 その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 契約等に係る情報の公表・開示

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、外部からの問い合わせに応じて、契約額を開示する場合があります。

【参考】 契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(2) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、調査の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

NEDO は、仕様書及び本公募要領に沿って、本調査を運営します。NEDO が提示する仕様書及び本公募要領を必ずご確認ください。

なお、調査の進捗や評価、周辺環境の変化などの状況を踏まえ、調査内容の見直しや事業を中止する場合があります。

(2) 採択後の各種事務手続き

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】 NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

約款・様式 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2024_3yakkan_chousa.html

マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

補足マニュアル <https://www.nedo.go.jp/content/100937218.pdf>

※「委託業務事務処理マニュアル」と「グリーンイノベーション基金事業に係る事務処理補足マニュアル」で類似の記載内容がある場合には、後者の記載が優先されます。

なお、グリーンイノベーション基金事業は、事業実施に係る方針を定めた「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に基づき運用されるため、本調査事業では、調査委託契約約款に加え、グリーンイノベーション基金調査事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する特別約款を適用します。特別約款の概要については以下 a～c のとおりです。詳細はグリーンイノベーション基金調査事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する特別約款を御参照ください。

a. 再委託先及び共同実施先の制限

委託先、再委託先及び共同実施先は、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者と契約（売買、請負その他の契約であり契約金額 100 万円未満のものを除く。）できません。また、再委託先の外注先の外注先等、契約関係が続く限りにおいても、その制限は維持されるため、契約等を行う事業者に対して周知徹底をお願いします。なお、委託業務の遂行上、当該事業者でなければならない場合は、担当部にご相談ください。

【参考】補助金交付等停止及び契約に係る指名停止中の事業者一覧

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/shimeiteishi.pdf

b. 間接経費

間接経費率は、8%または計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。なお、契約時に設定した率を委託期間中、適用します（小数点以下第 2 位を切捨）。

c. 調査委託費積算基準

グリーンイノベーション基金調査委託費積算基準を適用します。一般的な調査事業との相違は以下の点です。

- ・「Ⅱ. その他経費 3. 外注費」は使用せず（0 円）、外注費は「Ⅳ. 再委託費・共同実施費」に計上します。

- ・「Ⅳ. 再委託費・共同実施費」に計上する外注費、再委託及び共同実施の額の合計は、原則として契約金額の 50%未満とする必要があります。

(3) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事す

る者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産

業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

(※) 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(2) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金

等交付の停止の措置を行います。)

- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

（※1）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還して

いただくことがあります。

- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

E-mail：helpdesk-2*ml.nedo.go.jp

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html